

## 総務文教常任委員会審査日程

開議日時：令和3年12月7日（火曜日）午前10時

場 所：議事堂大会議室

※付託議案外質疑は、事前に文書で通告

### 1. 開議

### 2. 議案審査（教育委員会、文化芸術課、消防本部所管）

| 議案番号   | 件名                                  | 備考   |
|--------|-------------------------------------|------|
| 議案第56号 | 取手市立福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について | 一括議題 |
| 議案第57号 | 取手市立市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について |      |
| 議案第68号 | 指定管理者の指定について                        | 一括議題 |
| 議案第69号 | 指定管理者の指定について                        |      |

### 3. 付託議案外質疑（教育委員会、文化芸術課、消防本部所管）

### 4. 休憩（執行部入れ替え）

### 5. 付託議案外質疑（総務部、政策推進部（文化芸術課を除く）、財政部等所管）

### 6. 市長提出議案の討論・採決

### 7. 休憩（執行部退席）

### 8. 当委員会の任期中における主要な調査事項「防災・減災」について（委員のみ）

### 9. 大規模改造工事のあった公共施設等の現地視察について（委員のみ）

### 10. その他（委員のみ）

### 11. 散会

※審査は議案番号順に行いますが、審査状況により変更となる場合があります。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、議案審査・通告のあった付託議案外質疑に係る原則

副参事職以上のみ、かつ、自己の所管業務に関する部分に限ってのみの出席をお願いします。

総務文教常任委員会付託議案外質疑通告一覧表

令和3年第4回定例会

1. 総務部、政策推進部(文化芸術課を除く)、財政部等所管

| 質疑順位 | 質疑者        | 質疑事項             | 質疑要旨   |
|------|------------|------------------|--|
| 1    | 赤羽直一<br>委員 | マイナンバーカードの普及について | 1 市民の取得率<br>2 市職員の取得率<br>3 それぞれの普及促進方法と状況<br>4 健康保険証としての利用が始まったが、市内医療機関の利用状況 |
| 2    | 小池悦子<br>委員 | 主権者教育について        | 1 各高校への広報配布<br>2 衆議院選挙前の各高校訪問<br>3 高校への移動投票車の取組                              |
| 3    | 染谷和博<br>委員 | 市税の口座振替について      | 1 取扱い金融機関が11機関となるが、その理由<br>2 ネット銀行等からの口座振替は出来ないのか                            |

2. 教育委員会、文化芸術課、消防本部所管

| 質疑順位 | 質疑者         | 質疑事項                 | 質疑要旨  |
|------|-------------|----------------------|---|
| 1    | 赤羽直一<br>委員  | 山王小学校の小規模特認校について     | 1 今後の運営方針   |
| 2    | 小池悦子<br>委員  | 小中学校勤務時間外の状況について     | 1 11月に頂いた資料「令和3年度各小中学校勤務時間外在校時間の現状」から時間外勤務の実情<br>2 時間外勤務の課題等<br>3 長時間勤務を軽減する対策等 |
| 3    | 根岸裕美子<br>委員 | 9月休校措置の振り返りに<br>ついて  | 1 タブレットの活用、オンライン授業、学力習得状況等<br>2 健康面、精神面の影響                                      |
|      |             | 放課後子どもクラブの運営<br>について | 1 民間委託の進捗状況報告<br>2 学校との連携(学校間格差の是正)<br>3 支援員の対応<br>4 クラブと保護者との連絡方法              |

令和3年12月7日

取手市議会議長  
齋藤久代 殿

総務文教常任委員会  
委員長 小堤 修

### 委員会中間報告書

本委員会の調査事件について、会議規則第45条第2項の規定により、下記のとおり報告いたします。

#### 記

#### 1 調査事件名

- ・所管事務調査「防災に関する事項」  
(防災・減災について)

#### 2 調査の経過

| 年月日                   | 調査の内容                                 |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 令和2年<br>10月6日         | 「小貝川の決壊箇所の現地視察」を実施                    |
| 11月17日                | 「常総市・鬼怒川堤防決壊箇所の現地視察」を実施               |
| 12月4日<br>12月25日       | 現地視察の結果を踏まえ、「防災・減災」について委員間討議し、調査方法を決定 |
| 令和3年<br>1月20日         | 「防災・減災」について、各班の調査項目を発表し、今後のスケジュールを確認  |
| 3月5日<br>6月16日<br>9月8日 | 各班の調査項目についての中間発表                      |
| 12月3日                 | 各班の最終調査結果報告を行い、委員間討議                  |
| 12月7日                 | 調査結果を中間報告することを決定                      |

#### 3 中間報告

総務文教常任委員会の任期中の主要な調査事項として、「防災・減災」について調査した結果は、別紙のとおりです。

委員会任期中における所管事務調査結果について

テーマ：「防災・減災」

～台風・豪雨等による洪水や河川氾濫などの「水害」に関すること～

上記テーマについて、委員会任期中に調査研究した結果について報告します。

調査研究にあっては、2班に分かれそれぞれが独自の調査項目を設定し調査研究を進め、各班内で討議を重ね、結果を導き出したものです。調査研究項目及び結果概要については以下のとおりです。

・調査研究項目

- 1 氾濫を出来るだけ防ぐ・減らすための対策について
- 2 被害を減少させるための対策について

・結果概要

研究課題は、広域連携での利根川、小貝川の流域治水による減災対策である。

利根川が、一昨年の台風19号による増水でも決壊しなかったのは、右岸左岸にある田中調節池と稲戸井調節池によるものである。稲戸井調節池も国の管理なので、守谷市と連携して国に対しさらなる工事の推進を依頼するべきである。

小貝川に関しては、現在調節池は1箇所であり、筑西市に一時貯水施設を検討中であることから、取手市としてはこれを推進する方向に働き掛けるべきである。

雨水の貯留機能向上として、休耕田の田んぼを活用した「田んぼダム」が有効であると考えられることから、排水対策課や農業委員会の連携も必要であり、総務文教常任委員会として働き掛けて行くことが重要である。

・調査研究項目

- 1 マイ・タイムラインについて
- 2 避難所への行動等について
- 3 避難所の体制について

・結果概要

命を守る行動として、自治体は河川の増水による避難行動の指標としてタイムラインを作成しているが、個人または家族で事前に自分たちの避難行動を計画しておく「マイ・タイムライン」の作成を推進することが重要である。

また、避難行動時に、正しい情報を市民にどのように提供して早目の避難を促進させるかも大事である。

そして、地域防災計画に定めている広域避難計画については、事前に市民に周知徹底しておくことが必要である。

- ・調査研究項目

- 1 衛生対策について
- 2 健康対策について

- ・結果概要

水害時の衛生対策・健康対策について調査研究で、情報収集、共有伝達及び医療体制の対策が重点であると捉える。取手市の現状対応と対策に関して考察すると、被災した被害の大小にかかわらず、状況把握、確かな情報発信及び伝達が重要であることが分かる。このことは、実態を把握することで見通しが立つことから、情報共有や連絡手段の確保・整備が大きな課題となる。

大規模水害時、命を守るための初期対応能力として、自力の対応能力を高めることも重要である。特に医療体制では、その他の市外や県、国の支援の計画的整備もとても重要であり、引続き詳細な連携の取り組みを求めたい。

- ・調査研究項目

- 1 「Y o u T u b e や市ホームページなどでの現状、各地の情報」について
- 2 「L I N E とメールの活用、災害時情報受付」について

- ・結果概要

取手市は、災害用のユーチューブを実施していないことから、国交省が発信しているデータなどをリンクできるようにするため、今後は災害時にユーチューブを臨時の市ホームページに開設し、市民が各種の状況を見ることができるようになることが重要である。

避難所運営に関しては、マニュアルがきちんと出来て一歩前進したように感じた。

市のホームページは、災害時に非常用のホームページに変わることもいい傾向と感じた。

L I N E を活用し、市民や議員が情報を収集し、どのようにつなげて行くかということをしつかりと考えて行かなければならない。

災害時の情報受付については、電話は10回線ほどなので、メールやL I N E で災害本部が受け付けられるようにしたほうが良いと感じた。

- ・調査研究項目

- 1 避難所について
- 2 防災ラジオ普及促進について

- ・結果概要

水害時避難所は、浸水区域人口約6万人のうち約2万4000人分必要であり、1次水害避難所、広域避難協定による避難所、車中避難、市指定以外の施設の利用、URなどの空室の提供などあるが、その人数分のスペースを調達するのは難しいことが分かった。

大事なことは、事前にどのタイミングで行動するかということであり、情報伝達

のためには防災ラジオの活用が急がれるが、今現在数量が足りていないのが課題である。

- ・調査研究項目

- 1 災害ゴミについて

- ・結果概要

災害ゴミの指定場所が、現在は下水道組合の1万1000㎡1箇所、とても足りなく、藤代体育館やグリーンスポーツセンターなどを視野に入れているが、浸水想定区域には設置できないので、まだ検討中とのことである。

災害ゴミの案内については計画中だが、防災無線・防災ラジオ・広報紙などを考えている。

しかし、今水害が起きたらと思うと、第三者機関に調査委託して出来るだけ早く計画しなければならない。

以上のことから、いつどこで起こるか分からないのが災害であるが、水害は降雨量等により発災までに比較的時間があることから、発災前・発災後の対応をきちんと行うことができる。大事なことは、普段から命を守るための行動計画を立て、避難後の衛生面や健康面等の対応、片づけに関する諸問題まで、河川や低地の周りで暮らす市民へのトータル的な対応について、迅速的確に取り組んで行かなければならないと感じた。

地球温暖化に伴う気候変動は、私たちの生活を日に日に脅かしている。あらゆる手段を駆使して命を守って行かなければならない。